日本脳炎予防接種について

保健福祉課　内線615

平成17年5月から、日本脳炎予防接種の勧奨を差し控えていますが、平成21年6月2日から新しいワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）の使用が可能になりました。ただし、次に掲げる対象者に使用するワクチンとして規定されています。

対象者

▽1期初回　生後6カ月から90カ月未満…標準的な接種年齢3歳

▽1期追加　1期初回接種後おおむね1年…標準的な接種年齢4歳

新しいワクチンまたは従来のマウス脳の製法による日本脳炎ワクチン

▽2期　9歳から13歳未満…標準的な接種年齢9歳（小学4年生）

新しいワクチンの有効性と安全性が確立していない（使用経験が少ない）ため従来のマウス脳の製法による日本脳炎ワクチン

勧奨は引き続き差し控える状況が続いていますが、日本脳炎の流行地域へ渡航する、蚊にさされやすい環境にあるなど、日本脳炎に感染する恐れがあり、本人または保護者が希望される場合は、日本脳炎ワクチンの効果と副作用を十分に理解し、同意したうえで接種を受けることは差し支えないとされています。

希望される方、ご質問のある方は保健福祉課保健係までご連絡ください。

費用　無料

一般的な注意　戸外へ出かけるときは、できる限り長袖・長ズボンを身につける、露出している皮膚への蚊よけ剤の使用など、ウイルスを持った蚊にさされないよう十分に注意しましょう。

鬼北町議会臨時会報告

議会事務局　内線290

平成21年第4回鬼北町議会臨時会が、5月29日に開催され、原案のとおり可決・同意されました。

議案

▽鬼北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

▽鬼北町病院事業条例の一部を改正する条例について

同意

▽鬼北町固定資産評価員の選任について

町営住宅入居者募集

建設課　内線242

対象住宅

空き家住宅（9頁表のとおり）

申込資格

①現に同居し、または同居しようとする親族がある者。ただし、単身者の入居が可能な住宅を除く

②60歳以上の単身高齢者、生活保護世帯など特別に事情のある者（申込時に相談してください）

③条例に定める収入基準（9頁表）に該当する者（収入基準は公営住宅に適用されます）

④市町村税を完納している者（軽自動車税・町民税・固定資産税・国民健康保険税）

⑤鬼北町内に在住する連帯保証人2人を確保できる者

⑥申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

＊ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、所轄の警察署へ照会する場合があります。

⑦その他鬼北町営住宅管理条例に適合する者

提出書類

①鬼北町営住宅入居申込書

②住民票謄本　入居予定者全員のもの

③所得証明書　市町村長が発行する課税台帳記載事項証明書、源泉徴収票または所得証明書（平成20年度および21年度）

※世帯全員の収入がわかるもの…所得証明書なら世帯用

④納税証明書　市町村長が発行する平成21年度納税証明書または非課税証明書（軽自動車税・町民税・固定資産税・国民健康保険税）

⑤その他　必要に応じて関係資料の添付をお願いすることがあります。

申込期間

6月19日㈮～7月13日㈪

申込先

建設課都市計画・管理係（住宅担当）募集要項・申込書は日吉支所にも備え付けてあります。

できる限り本人が関係書類を持参していただくことが好ましいのですが、やむを得ない事情により本人の持参が困難な場合は、担当までお問い合わせください。

入居予定日

平成21年7月下旬～8月上旬